

日本語教育機関規則

第 1 章 総則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い（併せて文化教育を行い、）円滑な運営を図り、もって日本に対する他諸国の国際理解の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、株式会社平成国際アカデミーという。

(位置)

第3条 本学は、千葉県富里市十倉2613 - 16に置く。

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行うものとする。
2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 コース、修業期間、収容定員及びクラス数

(コース・修業期間・収容定員及びクラス数)

第5条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コースの収容定員は2年コースと1年6か月の合計が定員80名を超えない範囲で変更できる。ただし、1クラスは20名以下とする。

第1年時・第2年時	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第 1 年時	特進2年コース	2年	20人	1クラス	4月期生20人
	進学1年6か月コース	1年6か月	20人	1クラス	10月期生20人
	小 計		40人	2クラス	
第 2 年時	特進2年コース	2年	20人	1クラス	4月期生20人
	進学1年6か月コース	1年6か月	20人	1クラス	10月期生20人
	小 計		40人	2クラス	
計			80人	4クラス	4月期生40人 10月期生40人

(始期・終期等)

第6条 本学の各コースは、4月、10月に始まり、3月に終わる。
2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から 9月30日まで (※)
- (2) 第2学期 10月1日から 3月31日まで
- (3) 第3学期 次年度 4月1日から 9月30日まで
- (4) 第4学期 次年度 10月1日から 3月31日まで

(休業日) ※ 1年6か月コースは 第2学期からとする。

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日

- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (4) 夏季休業（7月26日から8月24日まで）
 - (5) 秋季休業（9月24日から9月31日まで）
 - (6) 冬季休業（12月24日から1月7日まで）
 - (7) 春季休業（3月11日から3月29日まで）
- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定に関わらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

（授業の終始時刻）

第8条 授業の終始時刻は、校長が定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

（教育課程）

第9条 本学の各コース別の教育課程及び授業時間数は、次のとおりとする。ただし、ここにいる授業時間数の1単位時間は、45分とする。

（1）特進2年コース

授業科目	内容	週当たり授業時間数
漢字	漢字の読み方・書き方(含筆順)・使い方	5時間
文法	文法形式の判断・文の組み立て・文章の文法の理解	6時間
読解(含会話)	短文・中文・長文・統合理解・主張理解・情報検索	4時間
聴解・聴読解	課題・ポイント・概要理解・即時応答・統合理解・聴読解演習	4時間
作文(記述)	原稿用紙の使い方・論述・記述の作成方法	1時間

（2）進学1年6か月コース

授業科目	内容	週当たり授業時間数
漢字	漢字の読み方・書き方(含筆順)・使い方	5時間
文法	文法形式の判断・文の組み立て・文章の文法の理解	6時間
読解(含会話)	短文・中文・長文・統合理解・主張理解・情報検索	4時間
聴解・聴読解	課題・ポイント・概要理解・即時応答・統合理解・聴読解演習	4時間
作文(記述)	原稿用紙の使い方・論述・記述の作成方法	1時間

（学習の評価）

第10条 学習の評価は、試験成績、出席状況、学習態度等を総合して決定し、5段階評価とする。

（教職員組織）

第11条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員 3名以上（専任2名以上）
 - (4) 生活指導担当者 4名以上（専任1名以上）
 - (5) 事務職員 3名以上（専任1名以上）
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

- 第12条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。
- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
 - (2) 年齢が18歳以上の者
 - (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
 - (4) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

- 第13条 本学への入学は年2回とし、その時期は4月、10月とする。

(入学手続)

- 第14条 本学への入学手続は、次のとおりとする。
- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第20条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
 - (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
 - (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

- 第15条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、3日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転校・退学)

- 第16条 転校・退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

- 第17条 1 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。
- 2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

- 第18条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

- 第19条 1 学生が、この規則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があつたときは、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。
- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うものとする。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席が常でない者
 - (4) 校内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第5章 学生納付金

(学生納付金)

第20条 本学の学生納付金は、次のとおりとする。

(1) 入学検定料	30,000円	
(2) 入学金	50,000円	
(3) 授業料	600,000円	年額
(4) 教材・テスト代	66,600円	年額
(5) 課外活動費	20,000円	年額
(6) 施設・設備費	10,000円	年額
(7) 健康管理費	10,000円	年額
(8) 国民健康保険料	17,000円	年額
(9) 寮費	300,000円	(1年)

(納入)

- 第21条
- 1 在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
 - 2 休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月（の翌月）から授業料を免除することがある。
 - 3 特別の事由がある場合は、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

- 第22条
- 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を2か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は当該学生に対して退学を命ずることができる。

(納付金の返還)

- 第23条
- 1 納入した納付金は、原則として返還しない。
 - 2 日本大使館で不許可になった場合場合：パスポートの「査証発給拒否」のスタンプのあるページをコピーして、本校に提出した場合に限り、選考料と入学金を除いて返金する。
 - 3 在留資格証明書を取得しながら本人の都合で入学しなかった場合：在留資格証明書と入学許可書を返却した場合に限り選考料と入学金を除き返金する。
 - 4 入国後のキャンセルの場合：原則として返金しない。

第6章 雑則

(寄宿舍)

- 第24条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

- 第25条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

- 第26条 この規則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和6年10月1日から施行する。